



バスケによる市民協働のまちづくり包括連携協定書

(目 的)

第1条 この協定は、長岡市（以下「甲」という）、株式会社新潟プロバスケットボール（以下「乙」という）、長岡地区 NIIGATA ALBIREX バスケットボール後援会（以下「丙」という）、及び公益財団法人長岡市スポーツ協会（以下「丁」という）が、チーム・市民・企業・行政が一体となった地域密着型モデルの形成を柱に、バスケットボールの普及と競技力の向上、青少年育成や国際試合誘致などの各分野において、相互に連携・協力することで、オールながおか体制による「バスケットボールを核としたスポーツによる市民協働のまちづくり」に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次の事項について連携協力する。

- (1) チーム・市民・企業・行政が一体となったバスケによる地域密着型モデルの形成
- (2) バスケットボールの普及や情報発信、子どもたちの競技力向上と青少年育成
- (3) 市民にとってバスケットボールが、より身近に感じられる取り組みの実施
- (4) バスケットボールを通じて人が集い交流できる環境の整備
- (5) バスケットボールを通じて経済活動が活発に行われる環境づくり
- (6) 国際試合誘致、各種大会の開催やトップチーム等の合宿の誘致
- (7) 各主催事業に対する相互の協力
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

(期 間)

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙、丙、及び丁のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、包括連携協力の細目その他の必要な事項については、甲、乙、丙、及び丁がそれぞれ協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名の上、各自1通を保有する。

平成28年9月13日

甲 長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市
長岡市長職務代理者
長岡市副市長

乙 長岡市城内町2丁目5番地3 樋熊ビル3階
株式会社 新潟プロバスケットボール
代表取締役社長

丙 長岡市城内町2丁目5番地3 樋熊ビル3階
(株式会社 新潟プロバスケットボール事務所内)
長岡地区 NIIGATA ALBIREX バスケットボール後援会
会 長

丁 長岡市幸町2丁目1番1号
公益財団法人 長岡市スポーツ協会
会 長